

使用済小型家電回収ボックスの設置に関する覚書

イオンリテール株式会社イオンスタイル四條畷（以下「甲」という。）と寝屋川市（以下「乙」という。）は、乙が推進する使用済小型家電（以下「小型家電」という。）リサイクル事業に利用する小型家電回収ボックスの設置について、以下のとおり覚書を締結する。

（設置）

第1条 甲は、甲が所有、管理する店舗内の指定場所に、乙所有の小型家電回収ボックス（以下「回収ボックス」という。）を設置し、乙が回収することについて了承するものとする。

（回収する品目）

第2条 乙が、回収ボックスで回収する品目は、以下のとおりとする。

種類	品目例
携帯電話など	スマートフォンを含む携帯電話端末、タブレット型情報通信端末
電話機など	電話機、ファクス
カメラ	デジタルカメラ、ビデオカメラ、フィルムカメラ
映像用機器	DVD・ブルーレイディスクレコーダー、プレーヤー
音響機器	音楽プレーヤー、ICレコーダー、補聴器
パソコンなど	ノートパソコン、ハードディスク、USBメモリなど
理容用機器	ヘアードライヤー、電気カミソリなど
ゲーム機	本体（据置型、携帯型）、コントローラー
カー用品	カーナビ、カーステレオ
その他	ラジオ、電子辞書、電卓、時計、各機器のリモコンや充電器など

（設置期間等）

第3条 回収ボックスの設置期間は、令和元年8月23日から回収ボックスの設置が不要となる日までとする。ただし、甲または乙が、正当な理由により回収ボックス設置の終了を希望する場合は、3ヶ月前までに、甲、乙の一方から相手方に対して書面により通知することにより終了させることができるものとする。

2 回収ボックスの設置・撤去にかかる費用は、乙が負担するものとする。

（維持管理及び回収責任）

第4条 回収ボックスの維持管理責任は、甲の責めに帰する理由がある場合を除き、乙が負うものとする。また、甲のお客様が回収ボックス付近に残置した小型家電等物品（回収ボックス内外を問わず、乙の対象品目外を含む）を乙の費用で回収するものとする。

2 甲は、回収ボックスに異変や対処すべき問題（破損、汚損、回収ボックス付近に残置された小型家電等物品など）を発見した場合は、速やかに乙に通知し、乙は直ちに対処するものとする。

(回収作業等)

第5条 乙は、「寝屋川市使用済小型家電回収作業等マニュアル」(以下「回収マニュアル」という)に基づき回収作業を行うものとする。

(問い合わせ対応等)

第6条 甲は、回収ボックス設置場所や回収品目など回収マニュアルに記載された内容について、甲のお客様からの一次的な問い合わせに対応するものとする。ただし、回収マニュアルに記載されていない内容については、乙の指定する窓口を案内するものとする。

(小型家電回収ボックスの鍵の預かり)

第7条 甲は、「鍵預り証」を乙に提出し、小型家電回収ボックスの鍵(以下「鍵」という。)を預かるものとし、回収ボックスの設置が不要となった場合は、鍵を乙に返却するものとする。

(盗難)

第8条 甲は、回収ボックス及び回収された小型家電等物品が、甲の責によらず盗難の被害に遭った場合は、一切の責任を問われないものとする。

(その他)

第9条 本覚書に記載のない事項は、甲乙にて協議のうえ決定するものとする。

以上を証するため本書2通を作成し、甲、乙記名捺印のうえ各1通を保有するものとする。

令和元年8月5日

甲：四條畷市砂四丁目3番2号

イオンリテール株式会社 イオンスタイル四條畷

店長 中島 匡紀



乙：大阪府寝屋川市本町1番1号

寝屋川市

寝屋川市長 広瀬 慶輔

